○防衛省告示第二百八十号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月十四日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十五年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度六〇、九六〇メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒

(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒

(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒

(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒

(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十一号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月十四日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十五年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒

(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒

(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒

(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十二号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月十四日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十五年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

人事異動

法務省

○定年退官

大阪区検察庁副検事福岡幹夫は、検察庁法第二十二条の規定により十二月十二日限り定年退官

防衛省

（第四護衛隊群司令部首席幕僚）

一等海佐　大野　敏弘

かしま艦長を命ずる

（かしま艦長）同　佐々木輝幸

練習艦隊司令部付を命ずる（以上十二月七日）

（西部方面会計隊長）一等陸佐　平尾　靖之

西部方面総監部付を命ずる（十二月八日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事　中村　愼

最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる

最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる

部の事務を総括する者に指名する

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　堀田　眞哉

部の事務を総括する者の指名を解く

最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる

大阪高等裁判所判事　坂井　満

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

和歌山地方裁判所判事兼和歌山家庭裁判所判事　金子　順一

大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

横浜地方裁判所判事　森　義之

和歌山地方裁判所判事に補する

和歌山地方裁判所長を命ずる

兼ねて和歌山家庭裁判所判事に補する

和歌山家庭裁判所長を命ずる

東京地方裁判所判事　齊木　敏文

横浜地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上十二月八日）

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　蜷川　省吾

神戸地方裁判所判事補に補する

神戸地方裁判所姫路支部勤務を命ずる

兼ねて神戸家庭裁判所判事補に補する

神戸家庭裁判所姫路支部勤務を命ずる

姫路簡易裁判所判事に補する（十二月十一日）

○定年退官

判事春日通良は十二月七日限り定年退官

東京都

辞職　新旧（教育委員会委員）川淵　三郎（十一月二十二日）

失職　（副知事）猪瀬　直樹（十一月二十九日）

新潟県

○教育委員会委員任命

北村泰作委員は、十一月十七日任期満了し、同月十八日次の者が任命された。

教育委員会委員　山本　和則

○教育委員会委員再任

阿部尚義委員は、十一月十八日再任された。

鹿児島県

○教育委員会委員任命

有村青子委員は、十月十日任期満了し、同月十一日次の者が任命された。

教育委員会委員　玉川　惠

○教育委員会委員再任

山本英司委員は、十月十一日再任された。

皇室事項

御見舞電報

天皇陛下は、フィリピン国で発生した台風による災害につき、十二月十二日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、キャセイ航空労働組合から、賃金・労働協約改定の要求に関して、平成24年12月16日以降、同組合の組合員が従事するキャセイパシフィック航空会社の全職場（北海道、千葉県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年12月14日

厚生労働大臣　三井　辨雄